2019年度

第52回刀剣研磨・外装技術研修会 第46回鍛冶研ぎ研修会開催要領

1. 研修部門名及び日程

研磨、鍛冶研ぎの部 7月29日(月)・30日(火)・31日(水) 計3日間 外装(白鞘・刀装、柄前、白銀)の部 8月1日(木)・2日(金)・3日(土) 計3日間

- 2. 会場 当協会1階講堂
- 3. 開催要領
- (1) 目的 公益財団法人日本美術刀剣保存協会定款第5条4号に定める規定(講習会等) に従い、専門技術者養成のために本事業を行う。
- (2) 研修のコースと年限(全部門共通) 特別研修生(3カ年) 研修生(3カ年) 聴講生(年限なし)
- (3) 部門別募集人員

部門	特別研修生	研修生	聴講生
研磨	5名程度	5名程度	10名程度
鍛冶研ぎ	3名程度	3名程度	3名程度
白鞘・刀装	3名程度	5名程度	7名程度
柄前	3名程度	5名程度	7 名程度
白銀	3名程度	5名程度	7名程度

- (4) 証書の発行 受講者にはコース及び部門別に受講証書を発行し、3カ年を無事受講 した特別研修生・研修生には、修了証書を発行する。
- (5) 受講者の選考基準
- ① 特別研修生及び研修生は、原則として刀職を生業とする者を対象とし、当該部門の 講師及び講師経験者の推薦状を必須とする。聴講生は将来的に刀職を志す者を対象 とし同様に当該部門の講師及び講師経験者の推薦状を提出すること。なお、聴講生 初参加の場合は、たたら伝統文化推進課長へ相談のこと。特別研修生及び研修生を 修了した者で、引き続き研修受講を希望する者の聴講生受講は妨げない。
- ② 特別研修生及び研修生の年齢制限は50歳を目途とする。 聴講生は年齢制限を設けないが、原則として実習はしない。
- ③ 特別研修生及び研修生の受講資格及び技量範囲

特別研修生:研修生を修了していること。過去数年間にわたるコンクール出品歴があり、入賞歴を含む者またはこれに準ずる者。鍛冶研ぎ部門は刀匠資格を有する者に限定する。

研修生:過去数年間にわたるコンクール出品歴があり、入選の実力のある者。 鍛冶研ぎ部門は刀匠資格を有する者または現在修業中の者とする。

※特別研修生及び研修生の受講は、これまでの技量向上及び研修会受講態度等を以 て選考する。

以上を協会部課長会議等に諮り、会長の決裁を経て決定する。

- (6) 特別研修生、研修生には、助成金を支給いたします。
- (7) <u>研修中、研修生及び聴講生として相応しくない行為、言動があった場合は参加を中</u>止させることがあります。
- 4. 申込方法及び締切日 申込書を協会研修会係宛てに請求し、**6月28日(金)**までに必ず手続きを完了すること。